

## ■半島振興法による固定資産の不均一課税について

1. 対象地域 上関町全域

2. 対象事業

- ① 製造業
- ② 旅館業（下宿営業を除く）
- ③ 農林水産物等販売業
- ④ 情報サービス業等

3. 対象要件

- ① 青色申告をしている個人又は法人
- ② 個人の場合は、租税特別措置法第12条第3項、法人の場合は、租税特別措置法第45条第2項に規定する特別償却を実施しているか、又は特別償却を実施することができる資産であること
- ③ 取得価額が500万円以上であること  
（※ただし、業種や資本金、設備等の種類によって下記のとおり異なります）

業種	事業者	対象資産 (令和5年3月31日までに取得したもの)	取得価額(※1)
製造業 旅館業（下宿営業を除く）	個人 又は 資本金が1,000万円以下の法人	事業の用に供する家屋、償却資産（機械、装置）、当該家屋の敷地である土地（取得後1年以内に対象家屋を着工した場合に限る）	500万円以上
	資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人	新設、増設のみ	1,000万円以上
	資本金が5,000万円超の法人	新設、増設のみ	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	個人 又は 資本金が5,000万円以下の法人	事業の用に供する家屋、償却資産（機械、装置）、当該家屋の敷地である土地（取得後1年以内に対象家屋を着工した場合に限る）	500万円以上
	資本金が5,000万円超の法人	新設、増設のみ	

※1 土地は課税免除の対象となりますが、取得価額には含まれません。

4. 課税免除の期間

固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3年間

5. 減額される税率

初年度	100 分の 95
初年度の翌年度	100 分の 75
初年度の翌々年度	100 分の 50

6. 申請方法

次の書類を、当該年の1月31日までに提出してください。

- ① 固定資産税の不均一課税申請書
- ② 登記簿謄本（法人・土地・建物）
- ③ 工場（建物）等配置図
- ④ 工場（建物）平面図
- ⑤ 建築確認通知書の写し
- ⑥ 契約書の写し（土地・家屋・償却資産）
- ⑦ 法人税法施行規則別表 16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- ⑧ 所得税法施行規則第 65 条の規定に基づく「青色申告決算書」の写し

7. 申請書提出先及び問い合わせ先

○申請書提出先

総務課 課税係 ☎62-0313

○半島振興についての問い合わせ先

総合企画課 企画調整係 ☎62-0316